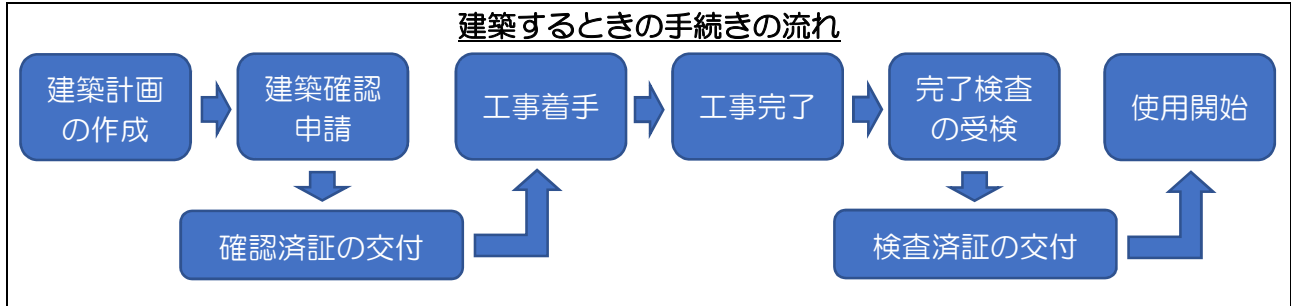


建築基準法に基づく確認済証等の偽造防止について

建築主は、建築物の新築などをしようとするとき、工事に着手する前に、建築基準法に基づき行政の建築主事又は民間の指定確認検査機関に確認申請書を提出し、確認済証の交付を受けなければなりません。また、これらの工事が完了したときは、完了検査を受検し、検査済証の交付を受けなければなりません。

近年、全国で確認済証や検査済証の偽装事案が発生しており、こうした不正行為を防止するため、関係者の皆様におかれましては、以下の点に留意していただきますようお願いいたします。



◇建築主の方へ

- ・工事に着手する前に、確認済証の原本と確認申請書の副本を確認してください。
- ・工事が完了したときは、検査済証の原本を確認してください。

◇建築士・建築士事務所の方へ

- ・建築主事・指定確認検査機関より確認済証や検査済証の交付を受けた場合、建築主に原本を渡してください。
- ・設計業務を行っていない建築工事の工事監理を行う場合、着工の前に確認済証の偽装がないかを確認してください。
- ・建築士事務所の開設者及び管理建築士は、確認済証偽造などの不正行為が起ころぬよう、所属建築士に法令遵守の徹底を図ってください。

安易な考えで確認済証や検査済証などを偽装し、行使した代償は大きいものです。
建築士の方は、適正に業務を行うよう日ごろから心がけてください。

【動機例】

- ①時間的余裕がなかった
 - ②早期手続きを催促された
 - ③頼まれて仕方なく応じた
 - ④魔がさした
- など

【行為の代償】

- I 告 発：公文書偽造罪等で警察捜査の対象、刑に処されれば免許の取消し
- II 懲 戒 処 分：業務停止や免許の取消しなど
- III 実名等の公表：処分を受けた建築士として広まる
- IV 損害賠償請求：慰謝料、工事費用など

◇工事施工者の方へ

- ・建築主から工事等の依頼を受けた場合、建築主へ確認済証の交付を受けた後でなければ工事ができないことを十分説明してください。
- ・着工前に、建築主等に確認済証の原本提示を求め、偽造がないことを確認した上で、工事現場の見易い場所に「建築基準法による確認済」の表示板を設置してください。

確認済証又は検査済証などに疑義が生じた場合は、下記の問い合わせ先又は発行元の指定確認検査機関へご連絡ください。